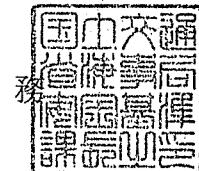


国海安第 103 号
平成 20 年 10 月 2 日

社団法人日本船舶品質管理協会
常務理事 武山誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 秋田



船舶検査心得の一部改正について（通知）

標記について、平成 20 年 7 月 1 日に発効した改正 SOLAS 条約に対応するため、船体の強度を保持するための構造の基準を定める告示の一部を改正する告示（平成 20 年国土交通省告示第 796 号）が公布されたところであり、今般この告示改正に伴い、船舶検査心得を改正しましたので、関係各位への周知を含め宜しくお取り計らい願います。



船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の制定に伴う船舶検査心得の改正について(案)

改正	現行	備考
1-1 船舶安全法施行規則 32.1(a) (略) (1) 船体 (i)～(xiii) (略) (xiv) 「2-5-1 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」附属書[2]「海水パラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しょく塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]」といふ。本項において同じ。)中、「5 塗装システムの承認」に規定する適合書又は型式承認証書(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第135条第2項適用船舶に限る。)	1-1 船舶安全法施行規則 32.1(a) (略) (1) 船体 (i)～(xiii) (略)	
(xv) 附属書[2]中、「2 定義」2.13に規定するテクニカルデータシート(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第135条第2項適用船舶に限る。)	(xvi) 附属書[2]中、「3.4 塗装テクニカルファイル」に規定する塗装テクニカルファイル(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第135条第2項適用船舶に限る。)	(略)
2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 135.0(a) (削除)	2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 135.0(a) 総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶	

であつて、バルクキャリア及び油タンカーの海水パラストタンクの塗装は、淡彩色のものとすることが望ましい。

135.1(a) 附則(平成20年7月1日国土交通省告示第796号)第2条に規定する現存船のうち、平成10年7月1日以降に建造されたバルクキャリア及び油タンカーの海水パラスト専用タンクの塗装は、淡彩色のものとすることが望ましい。

135.2(a) 本項の適用を受ける海水パラスト専用タンク及び二重船側部に適用する基準については、附属書[2]「海水パラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しょく塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]」)によること。

なお、附属書[2]は、レールや独立プラットホーム、はしご等の構造部材と一体ではない点検用交通設備に對し適用することが推奨される。構造部材と一体ではない点検用交通設備のために供される附属書[2]に規定される防しょく措置と同等な他の手段については、それらが周囲の構造部材の塗装を害さない限りにおいて、これを用いても差し支えない。

また、歩道のために深くしたスチーナやストリンガなど、構造部材の一部である点検用交通設備は附属書[2]に適合すること。

135.3(a) 本項前段の「塗料の仕様、塗装の選択基準及び前項に掲げる防しょく措置の詳細」は、附属書[2]「3.4.2 新

造船段階」に掲げる事項をいい、附属書[2]「3.4 塗装
テクニカルファイル」に規定される塗装テクニカルフ
イルに記録させること。

135.3(b) 本項後段の「保守及び修繕」には、部分的塗装及び全
面再塗装が含まれる。
「保守及び修繕」は、附属書[2]「3.4.2.7」に基づき実施
し、その詳細を記録しなければならない。この場合に
おいて、全面再塗装を実施した場合にあっては、「3.4.2
新造船段階」に規定する事項を塗装テクニカルファイ
ルに記録させること。

附属書[2] 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二
重船側部の防じよく塗装に関する性能基準
(別紙参照)

<参考>
決議 MSC.215(82)ANNEX
(2006年12月8日採択)